

ふれあい給食サービスのご案内

柏崎市社会福祉協議会は、日常生活に支障のある 1 人暮らし高齢者等で食の確保が必要な方に対し、定期的に食事を提供することにより、食生活の確保を通じた健康保持とともに、住み慣れた地域での在宅生活を支援します。

◎利用できる方

市内に居住する65歳以上の1人暮らし高齢者等【※】で、身体上又は精神上的の障がいのため、自力での食の確保が困難、また他に調理する方がいない方で、

○民間の配食サービスを利用できない方

○家族の支援が受けられない方

【※】1人暮らし高齢者等とは

65歳以上の1人暮らし高齢者、65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者も含みます(障がいにより食の確保が困難な方)

※その他、状況に応じてご相談ください。

◎内容 昼食をお届けします。

○配食:1人1食まで

○利用回数:1週間あたり概ね3日以上の利用

○利用日:利用者の指定する曜日(祝日を除く)

○(土)(日)の配達是不可の地域もあります。

○食中毒予防の観点から、デイサービス、ショートステイ等サービス利用により日中不在日は利用はできません。

◎料金 利用料は、1か月分をまとめて翌月末に口座振替させていただきます。

○Aコース(おかず、ごはん、みそ汁) 1食550円(税込)

○Bコース(おかずのみ) 1食450円(税込)

◎キャンセル方法

平日…前日 17 時までに連絡

(土)(日)(月)については金曜の 17 時までに連絡

*それ以降は実費をご負担いただきます。

◎その他 相談受付後、ふれあい給食の対象となるかどうかを検討した上で、利用の可否を決定します。



問い合わせ・申し込み
柏崎市社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係
電話 22-1411